

かごしま子ども未来プラン2025

鹿児島県

第1章 計画の策定について	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画策定の趣旨	5
(1) 「こども計画」, 「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨.....	5
(2) 包含する各計画の策定趣旨	6
3 計画の期間	8
第2章 計画策定の背景	9
1 少子化をめぐる状況	9
(1) 人口と人口構造の推移.....	9
(2) 婚姻の状況.....	12
(3) 子どもの数.....	17
(4) 就労	26
(5) 仕事と育児の両立.....	30
(6) 気運の醸成.....	42
2 母子及び父子並びに寡婦の状況	43
(1) ひとり親世帯の状況.....	43
(2) 寡婦世帯の状況	44
(3) 支援事業の実施状況.....	45
3 子どもの貧困の状況	47
(1) 全国の相対的貧困率等.....	47
(2) 生活保護受給世帯等.....	49
(3) 進学率, 就職率	50
(4) 就学援助.....	51
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果.....	52
4 子どもの状況	58
(1) 学習状況.....	58
(2) 体力	59
(3) 児童虐待.....	61
(4) 安心・安全.....	62
(5) 携帯電話, スマートフォン	68
(6) かごしま地域塾	70
(7) 居場所 (ほっとできる場所, 居心地のよい場所など)	70
(8) 医療的ケア児・者の状況	71
5 母子保健の状況	73
(1) 妊娠届の状況	73

(2) 乳児死亡・新生児死亡	73
(3) 周産期死亡	74
(4) 低出生体重児	75
(5) 人工妊娠中絶	76
(6) 性感染症	76
(7) 妊娠中の妊婦の喫煙率	77
(8) 自殺	77
(9) むし歯	78
(10) 母子保健サービス等の提供の状況	78
(11) 予防接種率	81
6 教育・保育等の状況	83
(1) 教育・保育施設の状況	83
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	86
(3) 保育士等の確保	92
第3章 これまでの取組と成果	96
1 これまでの取組と成果	96
2 目標達成状況	97
(1) 重点数値目標	97
(2) 包含する計画において掲げる目標値	98
(3) その他	100
第4章 計画の基本理念と推進体制	101
1 基本理念，基本目標及び施策の方向	101
2 施策体系	102
3 推進体制	104
(1) 県の推進体制	104
(2) 県民との協働	104
(3) 市町村との連携	104
4 点検，評価，見直し	104
(1) 点検，評価	104
(2) 見直し	104
第5章 施策の方向	105
施策の方向 1 結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	105
基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進	105
基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援	107
基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保	114
施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり	119
基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成	119
基本施策 (2) 地域における子育ての支援	122

基本施策 (3) 保育士等の人材確保.....	140
基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減.....	143
基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり.....	146
施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり.....	151
基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進.....	151
基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり.....	157
基本施策 (3) 特別支援教育の充実.....	159
基本施策 (4) 幼児教育の充実.....	162
基本施策 (5) 郷土教育の推進.....	164
基本施策 (6) 家庭教育の充実.....	166
基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成.....	169
施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり.....	175
基本施策 (1) 子ども・若者の権利の尊重.....	175
基本施策 (2) 子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消.....	177
基本施策 (3) 児童虐待防止対策の充実.....	179
基本施策 (4) 医療・食・教育で格差のない社会づくり.....	183
基本施策 (5) 子どもの居場所づくり.....	201
基本施策 (6) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援.....	204
基本施策 (7) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進.....	206
基本施策 (8) 子ども・若者の社会的自立の支援.....	211
基本施策 (9) 社会的養育の充実・強化.....	216
施策の方向 5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり.....	218
基本施策 (1) 良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進.....	218
基本施策 (2) 仕事と子育ての両立のための環境整備の促進.....	220
基本施策 (3) 雇用の場の確保.....	223
施策の方向及び基本施策と各計画の関係.....	225
鹿児島の特徴を生かした子ども・子育ての取組.....	227
(1) 「優しく温もりのある地域社会」を生かした取組.....	227
(2) 「教育的風土や伝統的な地域の教育力」を生かした取組.....	227
(3) 「豊かな自然、個性ある歴史と多彩な文化」を生かした取組.....	228
(4) 「成長著しいアジアに近接した地理的優位性」を生かした取組.....	228
第6章 子ども・子育て支援新制度の推進.....	230
1 区域の設定.....	230
(1) 趣旨.....	230
(2) 内容.....	230
2 各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	231
(1) 各区域.....	231
(2) 県計（参考値）.....	252
(3) 県の認可、認定に係る需給調整の考え方.....	253

3 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制	254
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方.....	254
(2) 教育・保育の必要性と推進方策.....	254
(3) 認定こども園等と地域型保育事業を行う者の連携.....	254
(4) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上.....	254
4 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整	255
(1) 子ども・子育て支援事業計画作成時等の調整.....	255
(2) 認定こども園，幼稚園，保育所の利用定員設定時等の調整.....	255
5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数	255
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携	255
7 地域子ども・子育て支援事業の推進	256
(1) 地域子ども・子育て支援事業への支援.....	256
(2) 市町村における取組計画.....	256
(3) 地域子ども・子育て支援事業の概要（令和6年度以降の新規事業）.....	256
(4) 放課後児童健全育成事業の推進.....	257
8 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表	258
第7章 数値目標	259
1 重点数値目標	259
2 包含する計画において掲げる数値目標	260
(1) 母子保健を含む成育医療等に関する計画.....	260
(2) 子どもの貧困解消対策計画.....	261
(3) 子ども・若者計画.....	261
(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画.....	261
(5) 放課後児童対策に係る県行動計画.....	261
3 その他	262

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」及び子ども・子育て支援法第62条第1項の規定に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」として策定します。

本計画は、本県の子ども・子育て関連施策を総合的に推進するための指針とするものです。

また、本計画は、以下の計画を包含します。

- 成育医療等基本方針に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困解消対策計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- 放課後児童対策に係る県行動計画

かごしま未来創造ビジョン、鹿児島県地域福祉計画、鹿児島県障害者計画、鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県社会的養育推進計画など、県が策定する子ども・子育て支援に関する事項を定める他の計画と調和が保たれた計画としています。

2 計画策定の趣旨

(1) 「こども計画」、次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨

本県においては、少子化対策として、2005（平成17）年度から「かごしま子ども未来プラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

しかしながら、本県の出生数は、昭和24年の64,016人をピークに、年々減少傾向にあり、令和5年は9,868人と1万人を下回り、過去最少となっています。

出生数の減少が予想を上回る速度で進行し、人口減少に歯止めがかからない中、少子化の進行は、地方における人手不足の深刻化や地域の活力低下を招くことから、子育て支援については優先的に解決すべき課題と考えております。

国においては、2003（平成15）年から「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次世代育成支援計画を計画的に推進するとともに、子ども・子育て支援等の充実を図るため、2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法を制定、2015年（平成27）年4月に子ども・子育て支援制度が本格施行されました。

また、2017（平成29）年に公表した「子育て安心プラン」や、2018（平成30）年に策定した「新・放課後子ども総合プラン」などにより、女性就業率の上昇に対応した保育等の受け皿整備を行うとともに、2018（平成30）年に働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現できる働き方改革も進められてきました。

さらに、令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともに、同年12月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化した「こども大綱」が同法に基づき策定され、今後5年程度のこども政策の基本方針や重要事項がとりまとめられたところで

す。

県においては、このような状況を踏まえ、今般、新たな計画を策定することとし、計画を策定するに当たっては、国が策定した「こども大綱」や各計画における策定方針、県が2023（令和5）年度に実施した「少子化等に関する県民意識調査」や「かごしま子ども調査」、子ども・若者の意見も踏まえ、幅広い観点から検討し、「県少子化対策推進本部」や子どもの保護者、市町村長等から構成される「県子ども・子育て支援会議」において総合調整や協議を行ってきました。

今回の計画は、これまでの施策をより一層進めるとともに、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が、県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進するとともに、子ども・若者が権利の主体として、個人が尊重され、全ての子ども・若者が幸せを感じながら生活を送ることができる社会の実現を目指すための指針として策定しました。

(2) 包含する各計画の策定趣旨

① 母子保健を含む成育医療等に関する計画

本県においては、住民に必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう、母子保健の主要な課題を提示し、関係者、関係機関・団体等が一体となって母子保健に対する取組を進めるための指針として、2001（平成13）年度に母子保健計画である「健やか親子かごしま21」を策定、2005（平成17）年以降は鹿児島県次世代育成行動計画である「かごしま子ども未来プラン」に母子保健計画を包含し、5年ごとに見直しを行ってきました。

母子保健計画の策定にあたっては、2014（平成26）年に国より発出された「母子保健計画について（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」における「策定指針」と、母子保健対策の主要な取組を提示するビジョンである「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえ、これまでの取組の評価を行うとともに、母子保健に関する施策を総合的に推進してきたところです。

2019（令和元）年12月には、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）が施行され、2021（令和3）年3月に、成育基本法に基づく「成育医療等の提供に関する総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針）」が国から示されました。

このことから、これまでの「母子保健計画」を見直し、出生に始まりおとなになるまでの成育過程にある者等に対する医療や保健、福祉等の施策をとりまとめ、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」として策定しました。

② 子ども・若者計画

本県においては、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」（2010（平成22）年4月施行）及び子供・若者育成支援推進大綱（平成22（2010）年度第1次大綱策定、平成27（2015）年度第2次大綱策定）に基づき、「鹿児島県子ども・若者計画」（「かごしま子ども未来プラン2020」に包含）を策定し、各種施策を展開してきたところです。

しかしながら、近年、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化、スマートフォンなど様々な情報通信端末の急速な普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子ども・若者の意識や行動に様々な影響を及ぼすとともに、貧困、児童虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、ネット上の誹謗中傷やいじめなど、子ども・若者が直面する問題は深刻化しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、令

和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においては、社会情勢の変化や国の大綱を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、「子ども・若者計画」を策定しました。

③ 子どもの貧困解消対策計画

本県においては、2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に支援するため「子どもの貧困対策計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、5年ごとに見直しを行っているところです。

2024（令和6）年6月に同法が改正され、子どもの貧困の解消に向けた対策について、妊娠・出産から子どもが大人になるまでの各段階における支援を切れ目なく行うことなどが示されました。

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む必要があります。

県においては、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを踏まえ、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等の子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困解消対策計画」を策定しました。

④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

本県においては、2003（平成15）年4月に施行された「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」に基づき、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭等寡婦自立促進計画」を策定し、「かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」の中に盛り込んだところです。

その後、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が制定され、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、その中に母子家庭等及び寡婦自立促進計画を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援の推進のための様々な施策に取り組んできたところです。

本県のひとり親家庭は2020（令和2年）年時点では14,222世帯、また、寡婦世帯は、同時点で91,484世帯となっており、県全体（72万8,179世帯）の約13%を占めています。

また、2023（令和5）年に県が実施した「かごしま子ども調査」によると、母子世帯における等価世帯収入が中央値の2分の1（118.75万円）未満の世帯の割合が約5割近くを占めるなど、他の世帯類型と比べて、母子世帯は特に世帯収入が低い傾向にあります。

さらに、前述の世帯と等価世帯収入が118.75万円以上237.5万円未満の世帯を合算すると母子世帯、父子世帯では約9割近くを占めていますが、二人親世帯は約4割であり、二人親世帯とひとり親世帯には、世帯収入の面で大きな差異があります。

このようなことから、ひとり親家庭等の自立を支援するためには、引き続き、就業支援や経済的支援等に計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、県においては、全てのひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件並びに、ひとり親家庭の親及び寡婦の健康で文化的な生活を確保するため生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な

措置について定めた「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を策定しました。

⑤ 放課後児童対策に係る県行動計画

本県においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、2018（平成30）年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2024（令和6）年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消することを目標としています。県内の放課後児童クラブ施設数については、2019（令和元）年度の588施設から2024（令和6）年度の663施設まで増加しています。

しかしながら、本県の放課後児童クラブ登録児童数については、2019（令和元）年度は22,780人でしたが、近年の女性就業率の上昇等により、2024（令和6）年度は26,463人まで増加しています。施設の受け皿整備は進んでいるものの、依然として待機児童の解消にはいたっておらず、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は喫緊の課題となっています。

国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和6～7年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、「放課後児童対策パッケージ」を2024（令和6）年12月に取りまとめました。各自治体においては、本パッケージを活用し、放課後の居場所の量的充足と「こどもまんなか」な放課後の実現を推進することとされています。

県においては、これまでの施策を一層進めるとともに、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援することとし、放課後児童対策に係る県行動計画を策定しました。

3 計画の期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。